

認定取消し事業者情報

【外国生産行程管理者】

(1)	取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所	Taian Solar Summit Food Co., Ltd Huangqian Town, Daiyue District, Taian, Shandong Province, China
(2)	取り消した認定に係る農林物資の種類	有機農産物
(3)	取り消した認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所	Fanzhen Farm of Taian Summit Food Co., Ltd. Fanzhen, Daiyue District, Taian, Shandong Province, China
(4)	取り消した認定に係る認定番号	5988CN0830z1e(JP)
(5)	取消しの年月日	2017年9月1日
(6)	取消しの理由	検査員が圃場で、複数の使用禁止資材の意図的な使用を確認した。認定事業者 Taian Solar Summit Food Co., Ltd.の行為は、有機農産物の JAS 規格第 4 条及び認定の技術的基準を満たしておらず、かつ弊社有機 JAS 認定契約書に違反するものである。また、弊社業務規程・違反区分基準、第 2 条 1 の認定の取消しの条件にあたる。JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第三、へ(1)に基づき当該認定を取消すこととした。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第 46 条第4項ニ

閲覧及び提供期間:

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第 46 条第4項ホ(3)

ハ又はニに掲げる事項の閲覧及び提供認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間

認定取消し事業者情報

【外国生産行程管理者】

(1)	取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所	Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.
		Ben Street, Jianping Town, Jianping County, Liaoning Province, China
(2)	取り消した認定に係る農林物資の種類	有機農産物
(3)	取り消した認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所	Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.
		Jianping Town, Jianping County, Liaoning Province, China
(4)	取り消した認定に係る認定番号	7884CN1500z1e(JP)-01
(5)	取消しの年月日	2017年7月27日
(6)	取消しの理由	検査員が圃場で、使用禁止資材の使用を確認した。 これに対する改善事項が提出されず、後に音信不通となった。認定事業者 Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.の行為は、有機農産物の JAS 規格第 4 条及び認定の技術的基準を満たしておらず、かつ弊社有機 JAS 認定契約書に違反するものである。また、弊社業務規程・違反区分基準、第 2 条 4 の認定の取消しの条件にあたる。JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第三、トに基づき当該認定を取消すこととした。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第 46 条第 4 項ニ

閲覧及び提供期間:

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第 46 条第 4 項ホ(3)

ハ又はニに掲げる事項の閲覧及び提供認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間

認定取消し事業者情報

【外国生産行程管理者】

(1)	取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所	Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.
		Ben Street, Jianping Town, Jianping County, Liaoning Province, China
(2)	取り消した認定に係る農林物資の種類	有機加工食品
(3)	取り消した認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所	Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.
		Ben Street, Jianping Town, Jianping County, Liaoning Province, China
(4)	取り消した認定に係る認定番号	7884CN1500z1e(JP)-02
(5)	取消しの年月日	2017年7月27日
(6)	取消しの理由	検査員が圃場で、原料となる農産物に使用禁止資材の使用を確認した。これに対する改善事項が提出されず、後に音信不通となった。認定事業者 Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.の行為は、有機農産物の JAS 規格第 4 条及び認定の技術的基準を満たしておらず、かつ弊社有機 JAS 認定契約書に違反するものである。また、弊社業務規程・違反区分基準、第 2 条 4 の認定の取消しの条件にあたる。JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第三、トに基づき当該認定を取消すこととした。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第 46 条第 4 項ニ

閲覧及び提供期間:

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第 46 条第 4 項ホ(3)

ハ又はニに掲げる事項の閲覧及び提供認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間

認定取消し事業者情報

【外国小分け業者】

(1)	取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所	Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.
		Ben Street, Jianping Town, Jianping County, Liaoning Province, China
(2)	取り消した認定に係る農林物資の種類	有機農産物
(3)	取り消した認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所	Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.
		Ben Street, Jianping Town, Jianping County, Liaoning Province, China
(4)	取り消した認定に係る認定番号	7884CN1500z1e(JP)-03
(5)	取消しの年月日	2017年7月27日
(6)	取消しの理由	検査員が圃場で、原料となる農産物に使用禁止資材の使用を確認した。これに対する改善事項が提出されず、後に音信不通となった。認定事業者Liaoning Hongxu Modern Agriculture Co.,Ltd.の行為は、有機農産物のJAS規格第4条及び認定の技術的基準を満たしておらず、かつ弊社有機JAS認定契約書に違反するものである。また、弊社業務規程・違反区分基準、第2条4の認定の取消しの条件にあたる。JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第三、トに基づき当該認定を取消すこととした。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第 46 条第4項ニ

閲覧及び提供期間:

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第 46 条第4項ホ(3)

ハ又はニに掲げる事項の閲覧及び提供認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間

認定取消し事業者情報

【外国生産行程管理者】

(1)	取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所	Dunhua City Fuxing Agricultural Products Co., Ltd. 1 Group, Xinlin Street, Minzhu Road, Dunhua City, Jilin Province, China
(2)	取り消した認定に係る農林物資の種類	有機農産物
(3)	取り消した認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所	Lou Shang Farm Loushang Village JingboTown, Ning'an City, Heilongjiang Province China
(4)	取り消した認定に係る認定番号	6715CN1240z1e(JP)-01
(5)	取消しの年月日	2017年5月12日
(6)	取消しの理由	<p>検査員が圃場で使用禁止資材の使用を確認した。</p> <p>認定事業者Dunhua City Fuxing Agricultural Products Co., Ltd.の行為は、認定の技術的基準に基づいておらず、有機農産物の日本農林規格第4条も満たしていない。</p> <p>検査報告書、証拠写真、矛盾した改善資料の内容から当該行為は故意であると判断した。これは弊社業務規程・違反区分基準、第2条2の認定の取消しの条件にあたることから、認定を取り消すことにした。</p>

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第46条第4項ニ

閲覧及び提供期間:

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第46条第4項ホ(3)

ハ又はニに掲げる事項の閲覧及び提供認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間